

爆ネット通信

第 5 号
H22.4.6

熊本県爆発物原料取扱業者等ネットワーク事務局
熊本県警察本部外事課
096-381-0110(内線 5719)

県 警

不審情報の積極的通報を！

～おや？、まさか？、ひょっとしたら！～



爆発物を使用したテロ等の犯罪は、その威力が強力なだけに被害も甚大なものとなります。このような被害を未然に防ぐためには、「おや？、まさか？、ひょっとしたら！」と直感されたことを通報していただくことがポイントとなります。各警察署も爆発物原料取扱業者の皆さんの所への立ち寄りを積極的に行い、不審情報の収集に努めておりますが、限界があります。不審情報の早期通報にご協力をお願いします。

各警察署による訪問活動に、ご協力を！

～ 4、5月、薬局や量販店等への訪問を集中 ～



県警では、4月から5月にかけて、県内の爆発物原料取扱業者、特に薬局・薬店や量販店等に対する訪問活動を集中して行うことにしています。

これは新規従業員の方などに爆発物原料対策への理解を深めてもらうことや、重点事業者(右欄の指定品目そのものを市販する事業者)の把握及び不審情報の収集等を目的に実施するものです。ご協力をお願いします。

※ 爆発物原料取扱業者の皆さんへ、販売の際は次の点にご留意ください。

☆ 毒劇物法規定の譲渡書等、販売記録の作成と保管

☆ 販売時の本人確認や用途確認

爆発物原料指定品目

《毒劇物法指定物質》

①過酸化水素、②塩酸、
③硫酸、④硝酸、⑤塩素酸カリウム、⑥塩素酸ナトリウム

《その他の指定物質》

①尿素、②硝酸アンモニウム、③アセトン、④硝酸カリウム、⑤ヘキサミン